

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
1. 人と自然との共生の確保	1-1 自然とのふれあいの推進	1-1-1 優れた自然保全 1-1-2 自然とのふれあいの増進	○自然公園 老朽化施設の修繕等を行い、利用者の安全確保に努めるとともに、パンフレットの作成等PRを実施 ・自然公園利用者数 H23実績: 8,266千人(目標H23: 8,115千人) ○自然系博物館 企画展や観察会等のイベントを開催し、自然環境に関する学習の機会を提供 ・サヒメル、ゴビウス、アクアスの入場者数 H23実績: 674千人(目標 H23: 760千人) ・サヒメルの自然観察会参加者数 H23実績: 13千人(目標 毎年度: 10千人) ・自然観察員等ボランティア対象研修会の参加者数 H23実績: 50人(目標 毎年度: 80人)	○自然公園 施設の老朽化 ○自然系博物館 施設や設備の老朽化、展示内容の固定化 ○埋没林公園 利用者の減少、展示内容の固定化	○自然公園 施設の利用頻度や重要度等に応じて計画的に改修を実施 ○自然系博物館 計画的な施設の修繕、企画展や広報活動の一層の充実等による魅力向上対策の強化 ○埋没林公園 無料招待企画、開館時間の繰上げ、ガイドンス施設の整備等により県民認知度の向上を図る
	1-2 生物の多様性の確保	1-2-1 野生動植物の保護と管理	○希少野生動植物の保護対策 指定希少野生動植物2種の保護管理計画を策定するとともに、新たに3種を指定希少野生動植物に指定ボランティアで巡視活動等を行う巡視員等を認定 ・希少野生動植物保護巡視員・巡視団体の認定数 H23実績: 10(目標 H32: 50) ○外来生物対策 県鳥獣保護事業計画で、狩猟免許を有していない者も一定の要件を満たせば捕獲許可対象者とし、各市町村における外来生物(アライグマ・ヌートリア)の捕獲体制の強化が図られるよう制度整備 ○大型動物の保護対策 わなに誤って捕獲された個体の半数以上を放獣(ツキノワグマ)、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲対策や被害防除対策を実施(ニホンジカ)	○希少野生動植物の保護対策 販売目的での希少野生動植物の捕獲や採取が増加 ○外来生物対策 生態系に影響を及ぼす外来生物の増加による、在来種の生息・生育環境の悪化 ○大型動物の保護対策 人身被害・農林作物被害(ツキノワグマ)、管理目標頭数180頭の早期達成(ニホンジカ)	○希少野生動植物の保護対策 「しまねレッドデータブック」を改訂するとともに、条例に基づく保護対象種の新規指定や保護巡視員等による監視体制を強化 ○外来生物対策 関係部局と調整しながら、市町村等が早期に適切な対策を講じられるよう情報提供や指導を実施 ○大型動物の保護対策 広報等による注意喚起・作物被害軽減の現地指導等を実施(ツキノワグマ)、出雲市と連携して捕獲強化策を推進(ニホンジカ)

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
	1-3 森林・農地・漁場の保全と活用	1-3-1 森林・農地・漁場環境の保全	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養、県土保全等の重要な役割がある森林を保安林に指定するとともに、造林事業等による植栽・間伐等の保育管理を実施(植栽145.4ha、間伐7,424ha) ・新規林業就業者の確保 目標:50人 → 実績:50人 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね企業参加の森づくり制度により、10企業・団体(H23:+1)が11箇所、約46haの森づくり活動を実践 ・「島根CO2吸収認証制度」(H22~)に5社が参画、約23haを整備 ・水と緑の森づくり事業(H17~)で荒廃森林を再生 H23実績:756ha 1期対策(5年)目標:3,500ha → 実績3,600ha超 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い公益的機能を有する保全マツ林の松くい虫被害防止対策として、予防措置(空中散布、樹幹注入)と駆除措置(伐倒駆除等)を組み合わせ実施 ・ナラ枯れ対策として、被害の散在地域は予防措置と駆除措置、集団発生地域は被害林の面的伐採を実施 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産木材を生かした木造住宅支援に加え、H23から木造建築に詳しい建築士の養成や住宅を除く民間建築分野の木造化・木質化を支援 ・バイオマス利用の支援 <p>○エコロジー農産物の推奨面積は増加し、農業や化学肥料の使用を極力抑えて栽培する農業が徐々に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジー農産物の推奨面積 H23実績:1,142ha(目標H23:1,000ha) 	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定にあたり、土地境界や相続等の権利問題あり ・木材価格の低迷等林業収入の減少による、森林所有者の経営意欲の低下 ・新規林業就業者の安定確保 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに多くの企業等の森林整備への参加促進と、県民の「森づくり活動への参加」の機会の創出 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部地域で空中散布中止等の影響により松くい虫被害が拡大。松くい虫被害の跡地対策 ・ナラ枯れは、H23は被害量が減少したものの近年被害のなかった県東部に被害が拡大 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各段階における県産木材の利用推進 ・木材価格の低迷等による伐採の手控え・需給ギャップの発生等の中、材料となる原木の増産、安定供給 <p>○エコファーマーの認定者数が頭打ちで、エコロジー農産物に取り組む産地が固定化の傾向</p>	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林は、要整備地での治山事業等による森林整備と、森林の循環利用による公益的機能の高度発揮 ・造林事業等は、森林の経営・管理を集約して行う「木材生産団地化」の促進、集約化施策に必要な路網の整備、高性能機械の導入などの条件整備 ・森林組合等、林業事業体の経営基盤の強化による林業就業者の所得向上などの処遇改善 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の地球温暖化への関心を森林整備につなげ定着化させるため、制度拡充とPR ・県民のアイデアと参加による森づくり事業や森林野外体験教室などを通じ、県民の森づくりへの参加を推進 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害の的確な把握と、予防措置・駆除措置を組み合わせた防除対策を継続実施。被害跡地は抵抗性マツや広葉樹の植栽により樹種転換 ・ナラ枯れは、予防・駆除の継続と、高齢林の伐採・若齢林への誘導により被害を受けにくい森林に転換 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各分野での利用促進の継続と、特に原木の増産・安定供給対策を実施 <p>○新規のエコファーマー認定や、エコロジー農産物の新たな産地づくりを推進</p>
	1-4 景観保全と快適な生活空間の形成	1-4-2 良質な景観の保全と形成	<p>○益田市・江津市が景観行政団体に移行(H23末:8市町)、景観行政団体である奥出雲町が景観計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定自治体 H23実績:5市町目標(H32:8市町村) 	<p>○計画策定の基礎調査に費用と人手が必要</p>	<p>○助言指導や補助制度を通じて市町村の景観計画策定を支援</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
2. 安全で安心できる生活環境の保全	2-1 水環境等の保全	2-1-1 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進	<p>○公共用水域(全般) 工場、事業場の計画的な監視・指導及び生活排水対策により、公共用水域(河川、湖沼、海域)の環境基準達成率は約8割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOD・CODの環境基準達成率(河川、湖沼、海域) H23実績: 82.4%(目標 H32: 85.3%) ・健康項目に係る環境基準達成率 H23実績: 100%(目標 H32: 100%) ・海水浴場の水質状況(特に良好・良好の箇所数) H23実績: 32箇所(目標 H32: 31箇所) ・汚水処理人口普及率 H23実績: 73.4%(目標 H30: 概ね8割) <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 第5期湖沼水質保全計画に基づき、宍道湖・中海の水質保全に係る各種施策を総合的に実施 生活排水処理施設の普及率は、平成23年度実績で8割を超えるなど各種施策とも概ね計画どおりに進捗し、両湖に流入する汚濁負荷量は減少しているものの湖内水質は横ばい状況</p>	<p>○公共用水域(全般) 湖沼を中心に環境基準を達成しておらず、湖沼の水質改善対策が必要</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 湖沼水質保全計画に基づく生活排水対策等により、流入負荷の削減が宍道湖・中海の水質改善につながると見込んでいたが、湖内水質に大きな改善は見られない。</p>	<p>○公共用水域(全般) 汚水処理施設の普及率及び接続率の向上を市町村に働きかける</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 流入河川や湖内の各種調査により、汚濁メカニズムの解明を進める。 流入汚濁負荷の一層の削減及び効果的な湖内浄化対策を関係機関と連携しながら推進し、第6期湖沼計画(H26策定)にも反映</p>
	2-2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策	2-2-1 工場・事業場対策の推進 2-2-2 自動車排出ガス対策の推進	<p>○大気汚染防止法等に基づき、大気汚染物質の監視・指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成率 H23実績: 二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素 100%、浮遊粒子状物質 56% (目標 毎年度: 100%) <p>○フロン回収・破壊法等の適正な運用や関係事業者団体等への制度周知により、フロン回収等を推進</p> <p>○酸性雨の調査研究を、国等の研究機関と連携して実施</p>	-	<p>○事業場等の監視・指導を引き続き実施</p> <p>○フロン回収の制度周知を引き続き実施</p> <p>○国等と連携し、酸性雨の調査・研究を引き続き継続</p>
	2-3 化学物質の環境リスク対策	2-3-1 化学物質の適正管理	<p>○PCB廃棄物は、島根県PCB廃棄物処理計画に基づき、保管事業者が処理施設(日本環境安全事業株式会社北九州事業所)に搬入して適正に処理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の保管事業所数 H23実績: 405事業所(目標 H28: 0事業所) 	<p>○PCB廃棄物は、県内に無害処理認定施設がないこと、処分費用に対する補助制度がないことから、法定処理期限内(H28年7月まで)に処理が終了しない可能性あり</p>	<p>○PCB廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進するとともに、保管事業者の掘り起こし等早期処理を促進</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
		2-3-2 ダイオキシン類対策	<p>○ダイオキシン類調査測定計画に基づく環境監視において、大気、水質、土壌等いずれも環境基準を満たしており、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の自主測定検査結果報告及び行政測定においても排出基準を満たしていた。</p> <p>・ダイオキシン類の環境基準達成率 H23実績: 100% (目標 H32: 100%)</p>	-	○ダイオキシン類調査測定計画等に基づき指導・監視等を引き続き実施
	2-4 原子力発電所周辺環境安全対策の推進	<p>2-4-1 安全協定の厳格な運用</p> <p>2-4-2 原子力広報の充実による県民理解の向上</p> <p>2-4-3 原子力災害を想定した防災体制の充実</p>	<p>○原子力発電所周辺の放射線を測定して周辺環境への影響を調査するとともに、広報誌の発行や施設見学会の開催等、原子力についての県民理解を深める活動を実施</p> <p>・発電所周辺の放射線量(島根原発起因分) H23実績: 0mSv(目標 毎年度: 0.05mSv以下)</p> <p>・原子力広報誌の年間発行回数 H23実績: 4回(目標 毎年度: 4回以上)</p> <p>・原子力施設見学会の開催回数 H23実績: 5回(目標 毎年度: 4回以上)</p> <p>・原子力講演会の開催回数 H23実績: 5回(目標 毎年度: 1回)</p> <p>・原子力防災訓練の開催回数 H23実績: 1回(目標 毎年度: 1回)</p>	<p>○これまで実施してきた原子力についての理解を深める広報活動に加え、放射線に対する正しい理解の普及や、原子力防災・安全対策に関する情報提供について、積極的に実施する必要あり</p> <p>○防災対策を充実すべき区域が、従来の概ね半径10kmから概ね半径30kmに拡大したことに伴い、それに対応した防災体制に見直す必要あり</p>	○福島第1原子力発電所の事故を踏まえた、国のさまざまな見直しは未だ途中で、引き続き国の対応を注視(国の見直し状況を踏まえ、島根県における原子力安全対策及び防災対策についても適切に対応)
3. 地球環境保全の積極的推進	3-1 地球温暖化対策の推進	<p>3-1-1 温室効果ガス削減対策の見える化</p> <p>3-1-2 島根県地球温暖化対策協議会を中心として地球温暖化対策を全県で展開</p>	<p>○「温室効果ガスの見える化検討会議報告書」を作成</p> <p>・家庭のワットアワーメーター貸出と省エネ診断</p> <p>・事業所の電力の見える化診断</p> <p>・環境家計簿(エコライフチャレンジしまね)の活用</p> <p>○温室効果ガス排出量の状況(別紙)</p> <p>○市町村協議会設置市町村</p> <p>・H22末: 9市町 → H23末: 10市町 (H24.8末現在: 11市町)</p> <p>○島根県地球温暖化防止活動推進員</p> <p>・継続して推進員をしている60代以上の推進員の活動が活発</p> <p>・「地域の自然を守りたい」というニーズのもと、住民等への意識啓発を粘り強く働きかけ</p> <p>・推進員数 H24.11月現在 119人 人口10万あたりの推進員数は全国4位</p>	<p>○地球温暖化防止に資する具体的な省エネ行動の拡大と定着</p> <p>○県(県温暖化対策協議会)と市町村(市町村地域協議会)の連携が不十分</p> <p>○推進員の役割や目的が不明確</p> <p>○市町村等関係機関への認知度が低い</p> <p>○地球温暖化防止につながる体系的・実践的な知識の不足</p>	<p>○生活に身近なエネルギーに着目した「見える化」による具体的な行動のステップアップ</p> <p>○市町村、市町村地域協議会のニーズを踏まえ、具体的な連携強化策を検討</p> <p>○第5期の任期がH24.11.30に満了するため、推進員の活動・ニーズ・市町村(地域協議会)の意見等を踏まえ、制度を見直し</p> <p>○地球温暖化対策の推進にあたり、県、しまね自然と環境財団、中小企業団体中央会、市町村、市町村地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の連携を強化</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
		3-1-3 森林資源の積極的な活用による森林資源の循環	<ul style="list-style-type: none"> ○森林吸収量確保推進計画(H19～24)の目標を達成 <ul style="list-style-type: none"> ・育成林(人工林) H23目標:6,167ha →実績:7,465ha ・保安林(天然林) 2007～2012目標:1,700ha →実績:2,700ha ○島根CO2吸収・固定量の円滑な認証事務を進めるため「しまね森林活動サポートセンター」を新設するとともに、10の企業・団体に対し、11件、約150トンの二酸化炭素吸収量を認証 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林所有者の経営意欲の低下等により、間伐面積の確保が困難な状況 ○森林吸収量確保のため、保安林の拡大が必要 ○吸収制度、固定制度ともに認知度向上に向けた普及啓発活動 ○企業等のニーズに応じた制度拡充の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林施業の集約化、路網及び高性能林業機械の整備により搬出間伐を促進 ○保安林制度や保安林機能を森林所有者に周知させるため、市町村・森林組合と連携強化 ○企業・団体の森づくりへの参加と波及を促し、この制度が企業の社会貢献の一手法として定着を図る。
		3-1-4 しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー導入に向けた機運の高まり(研究会、調査等) ○国や市町村の補助制度などによる住宅用太陽光発電等の導入が促進 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 H22: 24,771kw → H23: 33,818kw ・風力発電 H22: 128,334kw → H23 :128,264kw ・バイオマス発電 H22: 3,855kw → H23 :6,836kw 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における再生可能エネルギー導入に向けた取組を全県に拡大 ○地域での効率的なエネルギー利用の推進 ○大規模太陽光発電や木質バイオマス発電等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、市町村と連携しながら地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進 ○補助制度の導入や発電事業者への適切な情報提供
4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進	4-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	4-1-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○レジ袋無料配布中止に取り組む市 H22: 3市 → H23: 7市 → H24.9月: 8市 ○環境関連イベントでのごみ減量化、環境に負荷の少ないライフスタイルの啓発 H22: 4回 → H23: 2回 → H24: 8回 	<ul style="list-style-type: none"> ○未実施町村部への拡大、市部での参加店舗の拡大、業態が異なる店舗での啓発 ○気づきから行動につなげていくための工夫 県民アンケート(H23) 環境に関心を持っている 概ね8割 3Rを実践している 概ね6割 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施市町村の取組状況を他の市町村へ情報提供し、レジ袋無料配布中止の取組を支援 ○包括業務提携に基づくコンビニとの連携 ○市町村等と連携して体験を重視した内容で啓発を実施 ○「レジ袋削減」の取組に続く 3Rの推進

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
	4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進	4-2-1 環境への負荷の少ない適正処理の推進	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視パトロール体制の維持、強化 産業廃棄物監視専門員数 H22: 3名 → H23: 3名 → H24: 3名 ・不法投棄防止監視カメラ数 H22: 48台 → H23: 48台 → H24: 50台(予定) ・重点監視地区数 H22: 8地区 → H23: 8地区 → H24: 8地区 ・不法投棄防止合同パトロールの実施 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財源措置による海岸漂着物の回収等 H22～H24の対策額 3億2千万円 ・県単ごみ処理補助金による市町村への支援 H22: 2,788千円 → H23: 2,438千円 → H24: 2,369千円 	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な監視人員体制の継続的な確保 ・不法投棄に対する県民意識の向上 ・広域的な事犯の発生対応の準備 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による財源措置の実施 ・海岸管理者による対策の実施の継続 ・国内外の発生源対策 	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視人員体制の強化 ・県民への普及啓発活動の強化 ・隣県等広域的な連携の強化 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による財源措置を強く求める取組を継続 ・海岸管理者による取組の充実 ・発生源対策事業の推進
5. 環境保全と経済発展の好循環の推進	5-1 環境関連産業の創出と振興	<p>5-1-1 環境関連産業の研究開発・事業化の促進</p> <p>5-1-2 新分野参入への支援</p> <p>5-1-3 環境関連産業の誘致</p> <p>5-1-4 地域資源を活用した環境関連産業の振興</p>	<p>○産業廃棄物の発生抑制・減量化、再利用・再生利用を促進するための研究・技術開発を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の排出事業者等が行う研究開発に対する助成 H22: 1件 → H23: 3件 → H24: 5件 ・島根県産業技術センターで技術開発や産業廃棄物を原料とした製品等の基礎研究を実施 H22: 3件 → H23: 4件 → H24: 4件 <p>○しまねグリーン製品の認定・普及啓発 H22: 93製品 → H23: 96製品</p> <p>○太陽光発電関連製造業について、県外から1社誘致、県内企業1社の増設を支援</p>	<p>○リサイクル製品の販路拡大と、需要に応じた製品開発のための事業者・関係機関の連携の促進が必要</p> <p>○公共投資の減少などの影響からリサイクル製品の販路開拓が難しくなっており、販路拡大が必要</p> <p>○企業にとって魅力ある支援制度</p>	<p>○事業者、研究機関及び需要先等産業間の連携を図り、事業化につながる機会を創出</p> <p>○展示会出展など販路拡大支援の強化と県の積極的な利用の促進</p> <p>○企業誘致にあたり、環境・エネルギー機器関連業種は指定誘導業種として、引き続き積極的に誘致を推進</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H23実績・評価	課題	今後の方向性
		5-1-5 環境配慮型経営・サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○エコアクション21認証取得事業者など環境配慮型経営に取り組む事業所はほぼ横ばい <ul style="list-style-type: none"> (a)エコアクション21認証・登録事業所数及び (b) ISO14001適合組織数 H22:114団体 → H23:109団体 <ul style="list-style-type: none"> (a) 25団体 → 27団体 (b) 89団体 → 82団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の環境意識は高まっているが、環境マネジメントシステムの導入に結びついていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○厳しい経営環境にあつて、環境マネジメントシステムの導入メリットなどを啓発
	5-2 環境関連市場の活性化	5-2-1 環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県グリーン調達推進方針に基づき、県が率先してグリーン購入を促進 ○エコショップの認定店舗数 H22: 265店舗 → H23: 244店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい商品の購入など、消費者への意識啓発が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、関係機関と連携し、消費者への意識啓発を強化
6. 環境保全に向けての参加の促進	6-1 環境教育・環境学習の推進	6-1-1 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的に環境学習に取り組む学校数 H22: 212校 → H23: 216校 ○「学校版エコライフチャレンジしまね」参加校数 H22: 298校 → H23: 306校 ○子どもエコクラブ登録数 H22: 69クラブ → H23: 64クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ○多忙な学校現場では、具体的な取組が十分に行いにくい状況であり、学校での環境教育を支える体制の強化やツールの整備が必要 ○子どもエコクラブの継続にはH24から年度初めの再登録が必要となったことや、子どもの課外活動の多様化などから、子どもエコクラブの継続や新たな取組が難しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における環境教育をより充実させるため、学校現場で効果的に使える指針を策定 ○教育委員会との連携・情報共有を図り、市町村や公民館等によるサポートを強化 ○市町村と連携し、子どもエコクラブ制度の周知・普及に努める
	6-2 各主体の環境保全活動の促進 6-3 参加と協働による地域環境づくりの推進	6-2-4 県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動を実践するNPO法人等 ・H22:97法人 → H23:103法人 ○助成制度によりNPO法人等に対する環境保全活動を支援 ・ふれあい環境助成金の交付件数 H22: 34件 → H23: 36件 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民や事業者の環境保全活動への参加意欲の向上と、より多くの主体が参加し、協働で地域環境づくりに取り組むことができる体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習の推進、環境情報の公開・提供、各主体の環境活動への支援や相互の連携や協働を推進 ○地域における環境保全活動に対する助成制度の有効活用

島根県内の温室効果ガス排出量について

(2009年度(平成21年度)確定値及び2010年度(平成22年度)速報値)

- 2010年度の温室効果ガスの総排出量は668万4千トン。
- 前年度と比べ、産業部門、民生業務部門及び民生家庭部門で二酸化炭素排出量が増加したことなどにより、総排出量は13.8%増加している。
- 京都議定書の基準年(1990年度)と比べると、運輸部門の二酸化炭素排出量は減少したが、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門の増加などにより19.6%の増加となった。

島根県の温室効果ガス排出量

(千t-CO₂)

	1990年度 (基準年)	2009年度 (基準年比)	2010年度 (基準年比)	前年度から の増減	2010年度 構成比率
二酸化炭素	4,926	5,462 (+10.9%)	6,275 (+27.4%)	+14.9%	93.9%
エネルギー起源	4,847	5,329 (+9.9%)	6,146 (+26.8%)	+15.3%	91.9%
産業部門	1,716	1,608 (-6.3%)	2,021 (+17.7%)	+25.7%	30.2%
運輸部門	1,489	1,352 (-9.2%)	1,331 (-10.7%)	-1.6%	19.9%
民生業務部門	723	1,131 (+56.5%)	1,298 (+79.7%)	+14.8%	19.4%
民生家庭部門	919	1,238 (+34.8%)	1,496 (+62.8%)	+20.8%	22.4%
廃棄物部門	79	133 (+68.9%)	129 (+63.9%)	-3.0%	1.9%
その他の温室効果ガス	663	410 (-38.1%)	409 (-38.2%)	-0.3%	6.1%
合計	5,588	5,872 (+5.1%)	6,684 (+19.6%)	+13.8%	100.0%
森林吸収量	-	Δ1,388 (-24.8%)	Δ1,457 (-26.1%)	Δ5.0%	
森林吸収量を加えた温室効果ガス排出量	5,588	4,484 (-19.8%)	5,227 (-6.5%)	+16.6%	

(注)2010年度の数値については速報値であり、各種データが確定した段階で確定値となる

- エネルギー使用量で見ると、前年度と比べ2.7%の増加、基準年と比べ1.6%の減少となり、2008年度以降、基準年のエネルギー使用量を下回っている。

- 前年度に比べエネルギー使用量が増加した主な要因は、リーマンショック後の景気後退からの回復に伴うエネルギー需要の増、猛暑厳冬による電力消費の増が考えられる。

- なお、温室効果ガスの排出量の伸びが大きいのは、原子力発電所設備利用率の低下に伴い、二酸化炭素排出係数が増加したことによる。

島根県のエネルギー使用量

(TJ)

	1990年度 (基準年)	2009年度 (基準年比)	2010年度 (基準年比)	前年度から の増減	2010年度 構成比率
産業部門	16,961	12,954 (-23.6%)	14,424 (-15.0%)	+11.3%	27.6%
運輸部門	20,845	18,626 (-10.6%)	17,910 (-14.1%)	-3.8%	34.3%
民生業務部門	7,298	9,945 (+36.2%)	10,119 (+38.6%)	+1.7%	19.4%
民生家庭部門	7,922	9,280 (+17.1%)	9,744 (+23.0%)	+5.0%	18.7%
	53,026	50,806 (-4.2%)	52,197 (-1.6%)	+2.7%	100.0%

[資料]

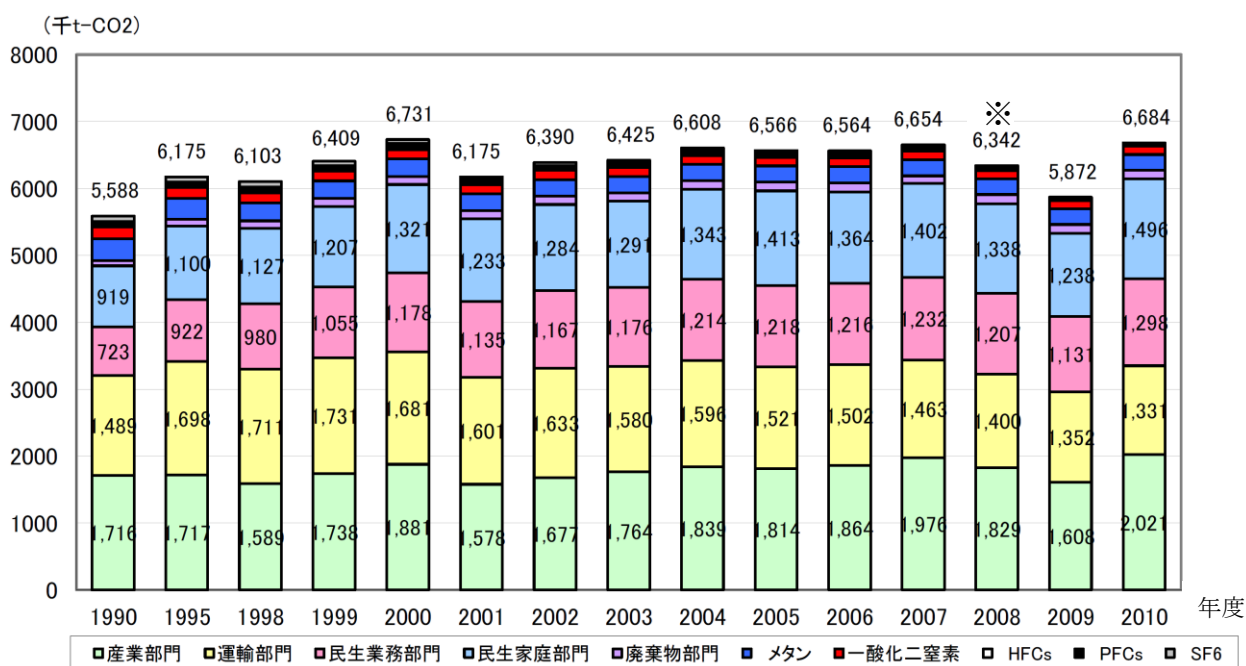
■ 県内の温室効果ガス排出量

2010年度の温室効果ガス排出量は、前年度から13.8%の増加、基準年と比べて19.6%の増加となった。これに森林吸収量を加味すると、前年度から16.6%の増加、基準年と比べて6.5%の減少となった。

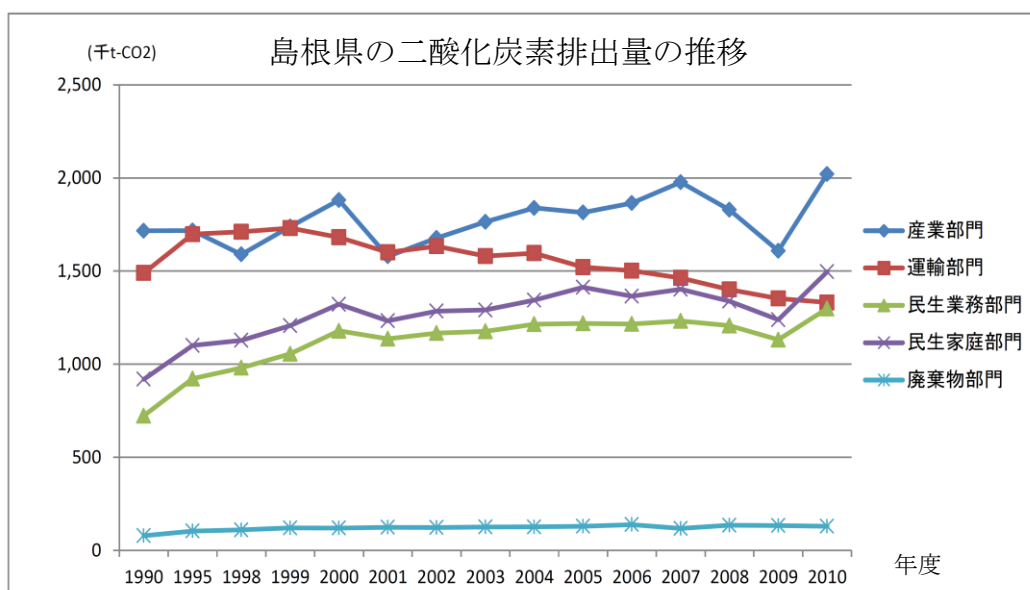
温室効果ガスの種類で見ると、2010年度は総量の約9割を占める二酸化炭素の排出量が、前年度から14.9%の増加、基準年と比べて27.4%の増加となった。

二酸化炭素排出量を部門別に見ると、運輸部門を除く他の部門で前年度より増加した。この原因として、2008年に発生したリーマンショック後の景気後退からの回復及び、猛暑厳冬により電力消費が増加したことなどが挙げられる。

島根県の温室効果ガス排出量の推移



※印は2008年度数値について、一部入力誤りがあったため、修正した数値を記載している。

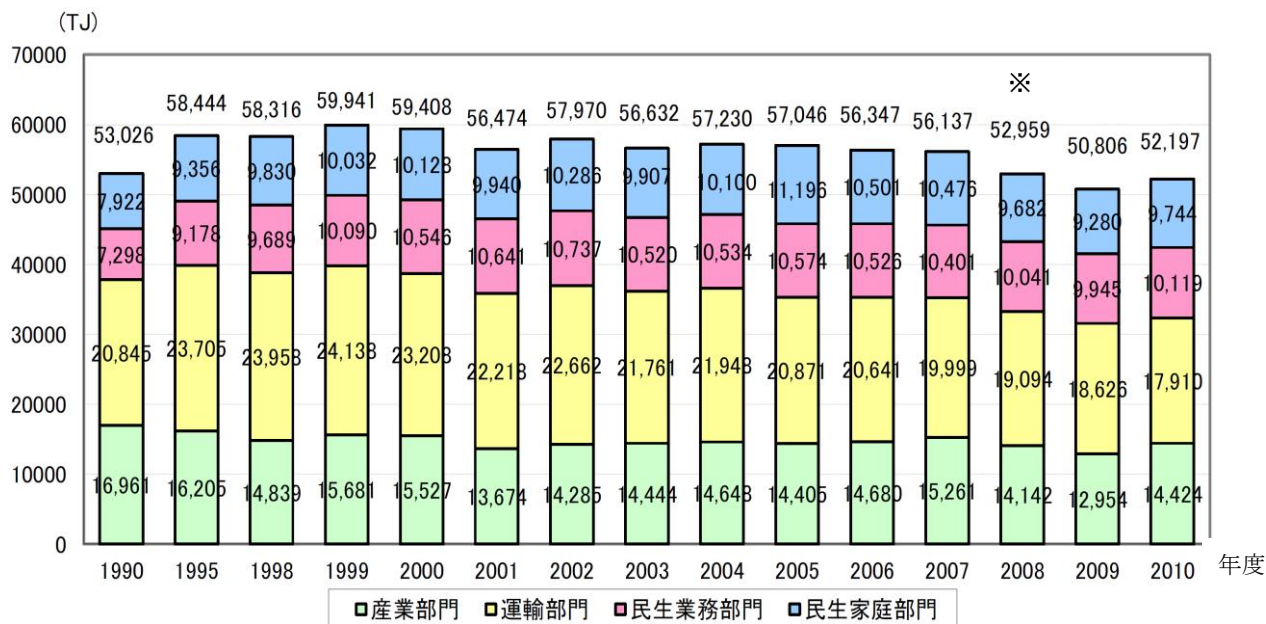


■県内のエネルギー使用量

県内のエネルギー使用量は1999年度をピークに減少傾向にあるが、2010年度は前年度より2.7%増加、基準年と比べ1.6%の減少となり、2008年度以降は基準年を下回っている。

もっとも減少したのは、産業部門で15.0%の減少、ついで運輸部門が14.1%の減少となる一方、民生業務部門は38.6%の増加、民生家庭部門は23.0%の増加と、民生部門は基準年のエネルギー使用量を大きく上回っている。

島根県の部門別エネルギー使用量の推移



島根県のエネルギー種類別エネルギー使用量

